

公開草案「IFRS 基準における開示要求－試験的アプローチ
IFRS 第 13 号及び IAS 第 19 号の修正案」に対する意見

生命保険協会

2022 年 1 月 12 日

— 目次 —

I 総括意見	1
II 質問への回答	2
質問 1	2
質問 2	2
質問 3	3
質問 4	4
質問 5	5
質問 6	5
質問 7	5
質問 8	6
質問 9	7
質問 10	8
質問 11	8
質問 12	8
質問 13	8
質問 14	9
質問 15	9
質問 16	9
質問 17	10
質問 18	10

I 総括意見

1. 我々、生命保険協会(LIAJ)は、2021年3月に公表された公開草案「IFRS基準における開示要求－試験的アプローチ IFRS第13号及びIAS第19号の修正案」(以下、「本ED」という)に対して、意見を述べる機会を頂いたことに大いなる感謝の意を表明したい。
2. 生命保険協会は、わが国における生命保険業の健全な発達および信頼性の維持を図り、もって国民生活の向上に寄与することを目的として結成された団体で、現在日本国内で営業を行っている全生命保険会社 42 社が加盟している。この意見が、収入保険料で世界の11%程度¹の規模を占める日本の生命保険業界全体の意見であることを踏まえ、慎重に検討されることをお願いしたい。
3. 我々は、IFRS基準の開示が目的適合的・効果的ではないという「開示の問題点」が生じているとするIASBの見解に同意する。
4. 当該問題が解決されるためには、情報が企業の判断の行使を通して提供されることが必要と考えており、この点、IASBが公開草案で示した、将来のIFRS基準における開示要求開発に関するガイダンス案(以下、「ガイダンス案」という)は、企業が判断を行使することを適切な開示の基礎と捉えているものと認識しており、我々の見解と整合的である。一方、我々は、「開示の問題点」が真に解決されるためには、IASBにおいてさらなる対応が必要とも考えている。詳細は各質問事項への回答をご覧いただきたい。
5. IFRS第13号の具体的な修正案に関して、我々は、IASBが列挙した情報項目の中に、企業が開示目的を満たすための情報項目とは考えられないものが含まれていると考えている。詳細は各質問事項への回答をご覧いただきたい。
6. IASBが、本EDに対する利害関係者からのコメントを踏まえ十分に検討し、「開示の問題点」の真の解決に資する形でガイダンス案、IFRS第13号およびIAS第19号修正内容が最終化されることを期待する。

¹ スイス再保険会社 sigma No.3/2021

II 質問への回答

質問 1 — 全体的な開示目的の使用

本公開草案の DG5 項から DG7 項は、当審議会が将来において全体的な開示目的をどのように使用することを提案しているのかを説明している。

- (a) 当審議会が将来において IFRS 基準の中で全体的な開示目的を使用すべきであることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) 全体的な開示目的は、注記において提供される情報が利用者の全体的な情報ニーズを満たすかどうかを企業、監査人及び規制当局が判断するのに役立つであろうことに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

- 7. 我々は、財務諸表の注記開示において、財務諸表利用者にとって真に有用な情報が提供されるためには、情報が企業の判断の行使を通して提供されることが必要と考えている。ある企業の実態について最もよく理解しているのは当該企業自身であり、何が目的適合性のある情報かという点は、企業自身が最も適切に判断可能である。
- 8. 一方、現在の IFRS 基準は規範的かつ長大な開示要求を備えており、企業は、当該開示要求に対応するため、開示要求をチェックリストのように適用せざるを得ない。そのため、企業が判断を行使することが困難となっており、結果として、財務諸表の注記における開示が目的適合的・効果的ではないという「開示の問題点」を生じさせていると考える。
- 9. 上記のところ、IASB が公開草案で示したガイダンス案は、企業が判断を行使することを適切な開示の前提としているものと理解しており、我々の見解と整合的である。
- 10. 以上を踏まえ、(a)、(b)ともに同意する。全体的な開示目的によって財務諸表利用者の全体的な情報ニーズが示されることは、企業自身が適切に判断を行使するための基礎を提供すると考える。

質問 2 — 具体的な開示目的の使用と開示の問題点

本公開草案の DG8 項から DG10 項は、当審議会が将来において具体的な開示目的をどのように使用することを提案しているのかを説明している。

- (a) 具体的な開示目的及び当該情報は利用者が何を行うことに役立つことを意図しているのかの説明は、財務諸表を作成する際に企業が次のことを行うために判断を効果的に適用するのに役立つであろうことに同意するか。
 - (i) 目的適合性のある情報を提供する。
 - (ii) 目的適合性のない情報を取り除く。
 - (iii) 情報をより効果的に伝達する。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのようなアプローチを提案するか、また、その理由は何か。

- (b) 具体的な開示目的及び当該情報は利用者が何を行うことに役立つことを意図しているのかの説明は、監査人及び規制当局が、企業が財務諸表を作成する際に判断を効果的に適用したかどうかを判断するための十分な基礎を提供するであろうことに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

11. (a)について同意する。具体的な開示目的及び当該情報は利用者が何を行うことに役立つことを意図しているのかの説明は、企業自身が適切に判断を行使するための基礎を提供すると考える。

【(b)については意見なし】

質問 3 — 判断の適用の増大

本公開草案の DG2 項から DG3 項及び DG8 項から DG13 項は、将来において、当審議会が次のようにすることを提案している理由を説明している。

- (a) 企業が開示目的に準拠することを要求するために規範的な文言を使用する。
- (b) 具体的な開示目的を満たすための情報項目に言及する際に、通常は、規範性のより低い文言を使用する。したがって、企業は、自らの状況において開示すべき情報を決定するために判断を適用することが必要となる。

このアプローチは、開示要求をチェックリストのように適用することから、企業自身の状況において開示目的が満たされたかどうかを判断することに、焦点を移すことを意図している。結論の根拠の BC188 項から BC191 項は、このアプローチが財務諸表における開示に対する企業、監査人及び規制当局の行動に与える可能性の高い影響を記述している。結論の根拠の BC192 項から BC212 項は、このアプローチが財務報告の質に与える可能性の高い影響（このアプローチのコスト面での影響を含む）を記述している。

- (a) このアプローチに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような代替的なアプローチを提案するか、また、その理由は何か。
- (b) このアプローチは IFRS 基準における開示要求をチェックリストのように使用するのをやめさせる上で効果的であろうということに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (c) このアプローチは開示の問題点への対処を助ける上で効果的であろうということに同意するか。例えば、このアプローチは企業が財務諸表において意思決定に有用な情報を提供するのに役立つか。賛成又は反対の理由は何か。
- (d) このアプローチは実務において運用可能で強制可能であろうということに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (e) 適用の初年度及びその後の各年度の両方における、このアプローチのコストについて何かコメントがあるか。予想される増分コストの性質を説明されたい。例えば、企業が財務諸表における開示を作成するために使用するシステムの変更、判断の適用の増大を支援するために必要とされる追加的なリソース、追加的な監査コスト、利用者が情報を分析する際のコスト、電子報告に関する変更など。

12. (a)～(d)について同意する。全体的な開示目的、具体的な開示目的は企業が判断を行使することをその基礎としており、そのような基礎に立脚した開示を規範的な文言を使用して企業に要求することは適切なアプローチである。また、具体的な開示目的を満たすための情報項目に言及する際に、規範性のより低い文言を使用することにより、企業が判断を行使する余地が確保される。ただし、我々は、規範性のより低い文言を使用された場合であっても、情報項目が規範性を持つ可能性を懸念しており、この点に関して IASB のさらなる対応が必要と考えている。この点は質問 4 で言及させていただく。

【(e)については意見なし】

質問 4 — 判断の使用を促進するための情報項目の記述

当審議会は、情報項目を識別する際に、次のような規範性のより低い文言を使用することを提案している。「強制ではないが、次のような情報は、企業が開示目的を満たすことを可能にする場合がある」。結論の根拠の BC19 項から BC26 項は、当審議会がこの文言とした理由及び当審議会が検討した代替的な選択肢を記述している。

提案している文言は、企業は具体的な開示目的を満たす方法を決定するために判断を適用する必要がある旨を明確にする文言となっているか。反対の場合、どのような文言を提案するか、また、その理由は何か。

13. 我々は、情報項目について、「強制ではないが、次のような情報は、企業が開示目的を満たすことを可能にする場合がある」という規範性のより低い文言が使用されている場合であっても、IFRS 基準に列挙されることで一定の規範性を持ち、実務上、開示が必ずしも要求されないまでも、開示が推奨されるという結果となることを懸念する。
14. このような場合、企業は、結局、IFRS 基準に列挙された情報項目をチェックリストとして適用せざるを得ないこととなり、開示が目的適合的・効果的ではないという問題を改善するという IASB の目的は達成されないと考える。
15. したがって、IASB は、IFRS 基準において「強制ではないが、企業が開示目的を満たすことを可能にする場合がある」情報項目を列挙する際、当該情報項目は、企業が判断を適用して具体的な開示目的を満たす方法を決定することに役立てるためのものであり、必ずしも企業は当該情報項目の開示が要求されているわけではないということを明示すべきである。
16. また、IASB は、IFRS 基準において情報項目を列挙する際、過度に具体化することは避けるべきである。例えば、情報項目として開示される情報の性質（定性的情報か定量的情報か）や開示の形式（表形式か文章形式か）に言及する際は、慎重に対応すべきと考える。理由は、開示される情報の性質や開示の形式は、一般的にコスト・ベネフィットの観点で懸念が生じやすいためである。開示される情報の性質や開示の形式についても、企業が判断を行使する余地が確保されるべきと考える。
17. 上記を踏まえて、ガイダンス案の修正が検討されるべきである。

18. なお、上記意見は、質問 7、8 に対する回答とも関係するため、あわせてご覧いただきたい。

質問 5 — ガイダンス案に対するその他のコメント

結論の根拠の BC27 項から BC56 項は、当審議会が、将来においてガイダンス案を適用して IFRS 基準における開示要求をどのように開発することを提案しているのかについての他の側面を記述している。結論の根拠の BC188 項から BC212 項は、ガイダンス案を使用して開発される開示要求の予想される影響を説明している。

これらの側面について他に何かコメントがあるか。回答者のコメントが関連する具体的な項又は項グループを示されたい(該当がある場合)。

19. 現在の IFRS 基準の開示要求に関し、企業が当該開示要求をチェックリストのように適用せざるをえないことには、監査人等において、企業が IFRS 基準の開示要求に準拠しているか否かを機械的にチェックする実務が構築されているという事実も影響していると考えられる。したがって、監査人等が、IASB の新たなガイダンスについて理解を深め、企業による判断の行使を基礎とした開示を監査等するという全く新しい実務へスムーズに移行できるよう、IASB において、セミナー開催や解説記事の配布といった形で適用に向けたサポートを実施いただけるとありがたい。

質問 6 — 当初認識後に財政状態計算書において公正価値で測定する資産及び負債についての全体的な開示目的

結論の根拠の BC62 項から BC73 項は、当審議会が当初認識後に財政状態計算書において公正価値で測定する資産及び負債についての全体的な開示目的を提案した理由を記述している。

この提案している目的が、当初認識後に財政状態計算書において公正価値で測定する資産及び負債に関しての利用者の全体的な情報ニーズを満たす有用な情報の提供をもたらすことに同意するか。反対の場合、どのような代替的な目的を提案するか、また、その理由は何か。

【意見なし】

質問 7 — 当初認識後に財政状態計算書において公正価値で測定する資産及び負債についての具体的な開示目的

結論の根拠の BC74 項から BC97 項は、当審議会が当初認識後に財政状態計算書において公正価値で測定する資産及び負債についての具体的な開示目的を提案した理由を記述し、当審議会が検討したが棄却したアプローチについて論じている。

- (a) 提案している具体的な開示目的が、当初認識後に財政状態計算書において公正価値で測定する資産及び負債に関しての利用者の詳細な情報ニーズを反映していることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような変更を提案するか。

- (b) 提案している具体的な開示目的が、財務諸表における重要性がある公正価値測定に関する情報の提供及び重要性がない公正価値測定に関する情報の除去をもたらすであろうことに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (c) 具体的な開示目的の便益がそれを満たすことのコストを正当化するであろうことに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、便益がコストを正当化するようにするために、目的をどのように変更すべきか。回答者のコメントが関連する具体的な開示目的を示されたい。
- (d) 提案している具体的な開示目的について他に何かコメントがあるか。回答者のコメントが関連する具体的な開示目的を示されたい。

20. 第 113 項において、「(b) 当報告期間の末日現在で合理的に可能性のあったインプットを使用した代替的な公正価値測定の範囲」「(c) (b)における代替的な公正価値測定の範囲をどのように計算したのかの説明」が、強制ではないが企業が開示目的を満たすことを可能にする場合がある情報項目とされていることに反対する。
21. その理由の 1 点目は、代替的なインプットを用いて計算された公正価値とその範囲は、そもそも企業が最良とは判断しないインプットを用いて算出されたものであるとともに、企業の主観が多分に入ることとなるため、客観性・比較可能性が低く、本質的に信頼性が低いためである。当該算出に関する定性的な説明を伴ったとしても、このような開示を行うことは、投資家をミスリードする恐れが高いと考える。
22. 理由の 2 点目は、上記のように情報の有用性が低いと考えられるにもかかわらず、開示目的のためだけに代替的なインプットに基づく仮想的な公正価値等を別途算出等する必要がある、作業負荷が高いためである。

質問 8 —当初認識後に財政状態計算書において公正価値で測定する資産及び負債についての具体的な開示目的を満たすための情報

結論の根拠の BC74 項から BC97 項は、当審議会が当初認識後に財政状態計算書において公正価値で測定する資産及び負債についての具体的な開示目的を満たすための情報項目を提案した理由を記述し、当審議会が検討したが含めないことを決定した情報について論じている。

- (a) IFRS 第 13 号の修正[案]の第 105 項、第 109 項及び第 116 項で提案している情報項目を開示することを企業に要求すべきであることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような変更を提案するか、また、それは企業が具体的な開示目的を満たすことにどのように役立つか。
- (b) 提案している情報項目のうち、強制ではないが企業が具体的な開示目的のそれぞれを満たすことを可能にする可能性のあるものに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような変更を提案するか、また、それは企業が具体的な開示目的を満たすことにどのように役立つか。

23. (a)に関し、第 116 項で示された情報項目（レベル 3 の公正価値測定の変動の重大な理由の期首残高から期末残高への調整表の開示）については、作成コストが課題であるところ、利用者にとって必ずしも表形式による総額での表示が必要な情報でないこと、また、作成者にとって当該情報を経営情報に利用していないこと等から情報の有用性に疑義がある。そのため、当該情報項目に関し、開示の形式について企業が判断を行使する余地が確保されるべきである。具体的には、必ずしも表形式によらずレベル 3 の残高の増減理由を文章で説明すること、または、仮に表形式を用いるとしても大まかな区分のみの表示により内訳を省略すること（例えば、「取引」、「レベル間の振替」、「損益」の 3 区分のネット増減を開示するなど）による対応も認められるべきと考える。
24. (b)に関し、質問 7 において回答したとおり、第 113 項(b)および(c)で示された情報項目については情報の有用性に疑問があり、削除すべきである。また、質問 4 において回答したとおり、規範性のより低い文言を使用したとしても情報項目が一定の規範性を持つ懸念があるため、IASB は、IFRS 基準において「強制ではないが、企業が開示目的を満たすことを可能にする場合がある」情報項目を列挙する際、当該情報項目は、企業が判断を適用して具体的な開示目的を満たす方法を決定することに役立てるためのものであり、必ずしも企業は当該情報項目の開示を要求されているわけではないことを明示すべきである。
25. また、(a)(b)に関し、質問 4 に対する回答で述べたとおり、IASB は、情報項目を列挙する際、その内容を過度に具体化することは避けるべきである。例えば、当該情報項目として開示される情報の性質（定性的情報か定量的情報か）や開示の形式（表形式か文章形式か）に言及する際は、慎重に対応すべきである。こうした事項についても、企業が判断を行使する余地が確保されるべきと考える。

質問 9 — 財政状態計算書では公正価値で測定しないが公正価値を注記において開示する資産及び負債についての具体的な開示目的

結論の根拠の BC98 項から BC99 項は、当審議会が財政状態計算書では公正価値で測定しないが公正価値を注記において開示する資産及び負債についての具体的な開示目的を提案した理由を記述している。

- (a) 提案している具体的な開示目的が、財政状態計算書では公正価値で測定しないが公正価値を注記において開示する資産及び負債に関しての利用者の詳細な情報ニーズを反映していることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような変更を提案するか。
- (b) 提案している具体的な開示目的が、財政状態計算書では公正価値で測定しないが公正価値を注記において開示する資産及び負債に関しての有用な情報の提供をもたらすであろうことに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (c) 具体的な開示目的の便益がそれを満たすことのコストを正当化するであろうことに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、便益がコストを正当化するようにするために、目的をどのように変更すべきか。
- (d) 提案している具体的な開示目的について他に何かコメントがあるか。

【意見なし】

質問 10 — 財政状態計算書では公正価値で測定しないが公正価値を注記において開示する資産及び負債についての具体的な開示目的を満たすための情報

結論の根拠の BC100 項は、当審議会が財政状態計算書では公正価値で測定しないが公正価値を注記において開示する資産及び負債についての具体的な開示目的を満たすための情報項目を提案した理由を記述している。

- (a) IFRS 第 13 号の修正[案]の第 120 項で提案している情報項目を開示することを企業に要求すべきであることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような変更を提案するか、また、それは企業が具体的な開示目的を満たすことにどのように役立つか。
- (b) 提案している情報項目のうち、強制ではないが企業が具体的な開示目的のそれぞれを満たすことを可能にする可能性のあるものに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような変更を提案するか、また、それは企業が具体的な開示目的を満たすことにどのように役立つか。

【意見なし】

質問 11— IFRS 第 13 号の修正案に対するその他のコメント

本公開草案における IFRS 第 13 号の修正案(影響の分析(結論の根拠の BC214 項から BC215 項)及び本公開草案に付属する設例を含む)について、他に何かコメントはあるか。

【意見なし】

質問 12 — 確定給付制度についての全体的な開示目的

結論の根拠の BC107 項から BC109 項は、当審議会が確定給付制度についての全体的な開示目的を提案した理由を記述している。

この提案している目的が、確定給付制度に関しての利用者の全体的な情報ニーズを満たす有用な情報の提供をもたらすであろうことに同意するか。反対の場合、どのような代替的な目的を提案するか、また、その理由は何か。

【意見なし】

質問 13 — 確定給付制度についての具体的な開示目的

結論の根拠の BC110 項から BC145 項は、当審議会が確定給付制度についての具体的な開示目的を提案した理由を記述し、当審議会が検討したが棄却したアプローチについて論じている。

- (a) 提案している具体的な開示目的が、確定給付制度に関しての利用者の詳細な情報ニーズを反映していることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような変更を提案するか。
- (b) 提案している具体的な開示目的が、財務諸表において確定給付制度に関する目的適合性の

ある情報の提供及び目的適合性のない情報の除去をもたらすであろうことに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

- (c) 具体的な開示目的の便益がそれを満たすことのコストを正当化するであろうことに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、便益がコストを正当化するようにするために、目的をどのように変更すべきか。回答者のコメントが関連する具体的な開示目的を示されたい。
- (d) 提案している具体的な開示目的について他に何かコメントがあるか。回答者のコメントが関連する具体的な開示目的を示されたい。

【意見なし】

質問 14 — 確定給付制度についての具体的な開示目的を満たすための情報

結論の根拠の BC110 項から BC145 項は、当審議会が確定給付制度についての具体的な開示目的を満たすための情報項目を提案した理由を記述し、当審議会が検討したが含めないことを決定した情報について論じている。

- (a) IAS 第 19 号の修正[案]の第 147F 項、第 147M 項及び第 147V 項で提案している情報項目を開示することを企業に要求すべきであることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような変更を提案するか、また、それは企業が具体的な開示目的を満たすことにどのように役立つか。
- (b) 提案している情報項目のうち、強制ではないが企業が具体的な開示目的のそれぞれを満たすことを可能にする可能性のあるものに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような変更を提案するか、また、それは企業が具体的な開示目的を満たすことにどのように役立つか。

【意見なし】

質問 15 — 確定拠出制度についての全体的な開示目的

結論の根拠の BC156 項から BC158 項は、当審議会が確定拠出制度についての全体的な開示目的を提案した理由を記述している。

この提案している目的が、確定拠出制度に関しての利用者の全体的な情報ニーズを満たす有用な情報の提供をもたらすであろうことに同意するか。反対の場合、どのような代替的な目的を提案するか、また、その理由は何か。

【意見なし】

質問 16 — 複数事業主制度及び共通支配下の企業間でリスクを分担する確定給付制度についての開示

結論の根拠の BC159 項から BC166 項は、当審議会が複数事業主制度及び共通支配下の企業間でリスクを分担する確定拠出制度についてどの開示目的を適用すべきなのかを提案した理由を記述している。

これらの提案が、これらの制度に関しての利用者の全体的な情報ニーズを満たす有用な情報の提供をもたらすであろうことに同意するか。反対の場合、どのような代替的なアプローチを提案するか、また、その理由は何か。

【意見なし】

質問 17 — その他の種類の従業員給付制度についての開示

結論の根拠の BC167 項から BC170 項は、当審議会がその他の種類の従業員給付制度についての全体的な開示目的を提案した理由を記述している。

これらの提案が、これらの制度に関しての利用者の全体的な情報ニーズを満たす有用な情報の提供をもたらすであろうことに同意するか。反対の場合、どのような代替的なアプローチを提案するか、また、その理由は何か。

【意見なし】

質問 18 — IAS 第 19 号の修正案に対するその他のコメント

本公開草案における IAS 第 19 号の修正案(影響の分析(結論の根拠の BC216 項)及び本公開草案に付属する設例を含む)について、他に何かコメントはあるか。

【意見なし】

以 上